

富田林市都市計画マスタープラン

現行計画の検証について

1. 目的

現行都市計画マスタープラン（平成26年3月時点修正）の都市整備の方針における、各課の事業・施策の進捗状況を把握するとともに、引き続き、計画期間において取り組みを進める事業・施策を改定案に反映させるため実施。

○現行計画検証結果の概要

項目		進捗	取組内容
交通施設の方針	街路灯のLED化	完了	・街路灯のLED化は、平成29年度中にすべて完了予定。
	都市計画道路	継続	・平成25年度、28年度に見直しを実施し、一部路線の変更や廃止を行った。また、未整備の都市計画道路については、整備を促進する。
	幹線道路	継続	・国道170号（旧）、（府道）美原太子線、（府道）甘南備川向線、（府道）森屋狭山線、（府道）富田林五条線の整備を促進する。
	公共交通	継続	・鉄道の連続立体交差化の整備を促進する。 ・東西交通、交通不便地域などにおける、地域に応じた交通サービスのあり方について検討する。
公園・緑地の方針	公園施設	継続	・錦織公園、石川河川公園の整備促進とともに、住区基幹公園の整備や維持管理を行う。また、児童遊園の適正な配置について検討する。 ・石川河川公園の長期未着手の区域について、大阪府と協議し、計画の見直しを行う。
	緑地等	継続	・生産緑地地区や石川沿い河岸段丘の竹林の保全を進めるとともに、新堂廃寺跡などの貴重な文化財の保存と活用を図る。
上下水道・河川の方針	上水道	継続	・「富田林市水道事業整備計画」（平成20年3月策定）に基づき、施設や基幹管路の耐震化工事を行う。
	下水道	継続	・「新富田林市生活排水対策基本計画」（平成24年2月策定）に基づき、市設置型浄化槽整備推進事業を推進する。 ・「ストックマネジメント計画」（平成29年11月策定）に基づき、狭山処理区域内の対策区域の拡大を行い、下水道事業を推進する。
	河川	継続	・自然環境保全に配慮しつつ、河川整備及び流出土砂の減少を目指す。
景観形成の方針	電線類の地中化	完了	・近鉄富田林駅南周辺の電線類地中化は平成28年度に完了。
	歴史的景観	完了	・富田林寺内町地区全域での重要伝統的建造物群保存地区選定の取り組みは、平成30年度に完了予定。引き続き、建造物の修理や修景助成事業を行い、地区の保全に努める。
	市民参加の景観づくり	継続	・里山保全活動や美化清掃活動とともに、建築協定や緑地協定などにより、地域のまちなみ保全を促進する。
防災・防犯の方針	防災空間	継続	・交通機能の確保や防災拠点の整備と維持管理を行う。
	土木構造物・ライフライン・防火水槽等	継続	・土木構造物の補修工事を促進するとともに、更なる耐震対策を検討する。 ・下水道施設全体の地震に対する安全性の向上を図るとともに避難経路等を含む重点経路を中心とした災害予防対策の検討を行う。 ・既設水槽を耐震診断し、耐震性防火水槽の設置を促進する。

防災・防犯の方針	河川・土砂災害対策	継続	・河川流水断面の確保、護岸の改修や補強を行う。
	建築物	継続	・学校園施設の構造体の耐震化は平成26年度に完了。非構造部材の耐震化を平成28年度より推進している。 ・老朽化している保育所の大規模修繕等について検討する。 ・市庁舎は、建設から相当年数が経過しており、耐震化に向けて業務を推進している。
	既成市街地	継続	・平成27年度に準防火地域の指定拡大が概ね完了。引き続き、準防火地域の指定拡大を検討する。
市街地整備の方針	中心市街地	完了	・中心市街地である近鉄富田林駅南周辺については、歩行者空間の確保、交通等バリアフリーの実現、市街地景観の形成、富田林寺内町との動線確保が完了。
	既成市街地の住環境整備	継続	・市管理道路の適正な維持管理を行なう。 ・市民ニーズに対応し、地域の環境や防災に配慮したまちづくりを進める。
	良好な住環境の保全	継続	・建築協定の締結や地区計画の決定など、地域の実情に応じたまちづくりのルール策定などにより、宅地の細分化の防止などに努める。
	適正な住宅・宅地開発の誘導	継続	・市街化調整区域においては地区計画などにより、地域特性に応じた計画的な土地利用を推進する。
	環境汚染の防止	継続	・土砂埋立てや土壌汚染の適正な処理を図る。
	環境まちづくりの支援	継続	・市民団体等との協働による環境美化啓発活動に努める。
住宅地整備の方針		完了	・府営住宅については、住宅の集約建替えは完了。
	老朽公的住宅の建て替えと改善	継続	・富田林市営住宅長寿命化計画（平成30年3月改訂予定）に基づき、建替事業（市営住宅の建替は平成31年度に完了予定）や改善事業を推進する。 ・若松地区における公共施設の再整備については、「公共施設再配置計画（平成30年3月策定）」に基づき、引き続き検討する。
	UR住宅の再生・活用	継続	・UR住宅については、「金剛地区再生指針」（平成29年3月策定）に基づき、URと連携しながら再生と活用を促進する。
	バリアフリーのまちづくり	継続	・「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者などにやさしいバリアフリーの住まいづくりを促進する。 ・「富田林市交通等バリアフリー基本構想」（平成19年3月策定）に基づくまちづくりを推進する。
自然環境整備方針	山地・丘陵地の保全と活用	継続	・嶽山～金胎寺山周辺の山地や丘陵地の自然環境を保全する。
	水辺環境の保全と活用	継続	・河川やため池などについては、水辺環境の保全を行う。
	農地の保全と活用	継続	・富田林農業振興地域整備計画（平成25年9月改定）に基づき、農地の適正保全に努める。